

# 一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会 会員規約（抜粋）

## 第1条 （目的）

本会員規約は、一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会（以下「本会」という）の「定款・第2章会員」に基づき、会員制度における細則について定めるものとする。

## 第2条 （会員）

本会の会員とは、本会の目的に賛同して、理事会が指定する手続に基づき本会員制度への入会を申し込み、会長の承認を受けた個人、法人または団体であり、次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、自らの専門性を活かし本会の運営に積極的に協力する個人及び団体とし、定款第5条第2項に定める本会の社員をもって正会員とする。
- (2) 賛助会員 本会の事業の賛助を目的として入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 本会に対する助成又は業務委託を行う団体

## 第3条 （入会）

当法人の会員になろうとするものは、理事会が定める入会手続きに従い、入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

## 第5条 （会費）

会費は以下に定める通りとする。

- (1) 正会員 個人 1,000円 団体 5,000円（1口）
- (2) 賛助会員 個人 1,000円 団体 10,000円（1口）

## 第6条 （有効期間）

本規約に基づく会員有効期間は年会費の入金日から翌年同日の前日までとする。

## 第10条 （正会員の権利）

正会員は以下の権利を有する。

- (1) 本会の社員総会における、各1個の議決権。
- (2) 本会の役員を選挙し、また役員に選挙されることができる権利。
- (3) 本会が行う事業の情報を優先的に得る権利。
- (4) 本会の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。ただし、個人については、20歳以上の者とする。

## 第11条 （賛助会員の権利）

賛助会員は以下の権利を有する。

- (1) 本会の発行する会報及び情報誌等に団体名、個人名を記載する。
- (2) 団体の賛助会員は、本会のホームページにリンク付きバナー広告を無料で掲載することができる。
- (3) 団体の賛助会員は、本会が行う事業への協賛広告掲載については、通常の掲載料より賛助会費を差し引いた額を掲載料として取り扱う。
- (4) 本会の行う事業の情報を優先的に得る権利。
- (5) 本会の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利。ただし、個人については、20歳以上の者とする。
- (6) 団体の賛助会員で10口以上の寄付を受けた場合は、寄贈式を行い、その様子をホームページ等にて紹介する。